

(生活保護又は非課税世帯の保護者対象)

新型コロナウイルス
感染症対応

高校生等奨学給付金(国公立)

令和2年度 新入生に対する一部前倒し給付

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等で、早期の給付を希望される新入生の保護者の方に対し、前倒しで給付(4月～6月分(年額の四分の一)を先に給付)を行います。

対象となる方

令和2年4月1日現在で次の資格をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 令和2年4月1日に保護者等が生活保護を受給している世帯又は保護者等の平成31年度の住民税が非課税(所得割額が0円)の世帯

申請方法

- ・希望される方は、各学校の事務室で「前倒し給付用の申請書」を受け取ってください。
- ・提出書類の詳細については、申請書配付時に併せてお知らせします。
(4月1日時点の生徒本人と扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し、保護者等のマイナンバーがわかるもの等が必要となりますので準備をお願いします。)
- ・富山県内の国公立の高等学校等に在籍し、保護者等が富山県外に住んでいる場合は保護者がお住いの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

「前倒し給付」と
申し出てください!!

提出期限

令和2年7月3日(金) ※期限厳守

今回前倒し給付を申請される方で、残りの月数(7月～3月の9か月)分の給付を希望される場合は、別にご案内する通常の申請時期(7月)に再度申請が必要となります。なお、通常の給付金においても給付対象となる方でお急ぎでない場合は、7月に1回だけ申請することも可能です。

提出先

各学校の事務室

前倒し給付額

(年額の四分の一の額) (【】は年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	8,075円【32,300円】		9,125円 【36,500円】
非課税世帯(第1子)	21,000円 【84,000円】	9,125円 【36,500円】	
非課税世帯(第2子以降)	32,425円 【129,700円】		

ICT機器(スマートフォン含む)を利用してオンライン授業及び家庭学習を行われた場合、通信費分として前倒し給付額に1,000円(年額給付額に10,000円)を加算します。(生活保護受給世帯は生業扶助として実費支給されるため対象外)

問い合わせ先: 高岡工芸高校 事務室 電話番号: 0766-21-1630 (平日 8:30~17:00)

前倒し給付 高校生等奨学給付金 対象確認シート（国公立の場合）

はい → いいえ

保護者等の居住地は富山県ですか？

保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります

はい ↓

いいえ ↘

保護者の居住地の都道府県にお問合せ下さい

令和2年度に、学校に入学していますか？

はい ↓

いいえ ↘

給付金非該当

4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

はい ↓

いいえ ↓

保護者等全員の平成31年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

はい ↓

いいえ ↘

給付金非該当

扶養している高校生のうち、通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

はい ↓

いいえ ↓

通信制又は専攻科に通うのは生徒本人ですか？

はい ↓

いいえ ↓

高校生等以外で15歳（中学生除く）以上23歳未満の、保護者等の扶養親族である兄弟姉妹はいいますか？

はい ↓

いいえ ↓

専攻科の生徒ですか？

はい ↓

いいえ ↓

専攻科の生徒ですか？

はい ↓

いいえ ↓

世帯に複数の高校生等がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

申請する高校生等には、高校生等の兄・姉がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

9,125円

8,075円

専攻科

専攻科以外

生活保護世帯

9,125円

9,125円

専攻科

通信制

32,425円

第2子以降

21,000円

第1子

非課税世帯

※健康保険証で扶養確認の上、「第2子以降」の支給額に該当しない場合があります。

ICT機器（スマートフォン含む）を利用してオンライン授業及び家庭学習を行われた場合、通信費分として、さらに10,000円を加算します。（生活保護世帯は生業扶助で実費支給されるため対象外）

前倒し給付金の支給決定は8月下旬頃（予定）に学校を通じて連絡いたします。

※7月1日時点で、「生活保護（生業扶助）世帯」又は「令和2年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）」の場合について

①前倒し給付を申請し認定となった場合

- 上記の金額（年額の四分の一（4～6月相当額））が8月下旬頃（予定）給付されます。
- 再度7月～3月分の申請を行う必要があります。（申請については後日お知らせします。）
- 7月～3月分の支給額は、7月1日時点の給付額（年額）から上記金額（4月～6月相当額分）を差し引いた金額が11月下旬頃（予定）支給されます。

②前倒し給付の申請を希望せず、7月以降に申請を行う場合

- 7月1日時点の給付額（年額）が、11月下旬頃（予定）給付されます。